成蹊大学文学部日本語教員養成課程規則

制 定 平成6年3月2日 文学部教授会 最新改正 2014年2月7日

(趣旨)

- 第1条 この規則は、成蹊大学学則第34条第2項及び成蹊大学文学部規則第6条第2項の規定に基づき、 成蹊大学文学部(以下「本学部」という。)の日本語教員養成課程に関し必要な事項を定める。 (課程の設置)
- 第2条 本学部に、日本語教員養成課程を置く。
- 2 日本語教員養成課程の運営に関し必要な連絡調整を図るため、学部長の下に、日本語教員養成課程 運営委員会を置く。
- 3 日本語教員養成課程運営委員会については、別に定める。
- 第3条 日本語教員養成課程は、本学部において日本語教員の養成に必要な科目を編成し、外国人に対して日本語を教授するために必要かつ十分な教育を実施することを目的とする。 (単位の修得)
- 第4条 日本語教員養成課程を履修しようとする者は、別表に定める日本語教員養成課程の授業科目及 び単位を修得しなければならない。

(課程の登録)

- 第5条 日本語教員養成課程を履修しようとする者は、原則として、2年次の始めに日本語教員養成課程の登録を行わなければならない。
- 2 登録に際しては、所定の履修費を納入しなければならない。 (日本語教育実習)
- 第6条 日本語教育実習を履修しようとする者は、前条に定める課程の登録を行い、かつ、次の表に掲 げる授業科目の単位を修得していなければならない。

	科目区分・授業科目名	修得科目・単位数
必修科目	日本語教授論 I 日本語教授論 II 日本語教材研究 I	2科目4単位以上
	日本語教材研究Ⅱ	
	選択科目	10科目20単位以上

2 日本語教育実習を履修しようとする者は、履修する年度の始めに所定の実習費を納入しなければならない。

(卒業に必要な修得単位数への算入)

第7条 別表に定める授業科目の履修により修得した単位は、同表注書に掲げるものを除き、卒業に必要な修得単位数に算入する。

(課程修了証明書)

- 第8条 日本語教員養成課程を履修して、所定の授業科目及び単位を修得した者に対しては、本人の申請に基づき、卒業時に日本語教員養成課程修了証明書を発行する。 (規則の改廃)
- 第9条 この規則の改廃は、教授会の議を経て学部長が行う。

附 則(略)

別表 日本語教員養成課程科目 (第4条関係)

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分		授業科目・単位数・年次・ターム					修	修了に			
		1 ⁴	年 次 2 年 次 3 年 次 4 年 次		年 次	必要な					
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	単位	立数
	言語と 教育	日本語教授論 I ② 日本語教材研究 I ②				8	10				
科必 目修		日本語教授論Ⅱ② 日本語教材研究Ⅱ②									
						日本語教育	育実習②			2	
	社会·	日本美術5	ŧa② f	T本民俗学A	(2) 日本	の歴史と文	化A② :	文化人類学	2		
			近現代日本	★史A②	近現代日本	史B②	戦後の日本	と世界②			
			現代日本の	り地理②	日本美術史	!B②	日本民俗学	B2			
	文化・		日本の歴史	史と文化B②						4	
	地域			日本の思想						以上	
	地				• 文化史特請	_			2		
					武蔵野地域文		践する日本				
選 <u></u>		Musashino Culture Studies② Japanese Culture Studies②						-			
		コミュニケーション論入門②									
	言語と	世界の言語文化A② 世界の言語文化B②				24					
	社会	メディア論入門② マス・メディアの歴史② マス・コミュニケーション論② メディア・リテラシー論②							以上		
科			マス・コミ							4	
				コミュニ	ケーションと	:社会②	出版論②)		以上	
目	言語と 心 理	社会心理学	* 2	教育心理学	2 2						
		心理学の基礎② 自己理解の心理学②									
				社会心理学	学入門②	脳科学と	·L2				
	言 語	日本語研究の基礎② 日本語の歴史A②									
			実践漢字詞		日本語法②		語の歴史B	2		12	
				ことばの利		:級漢字講座	_			以上	
					講義 A② 目				_		
				日本語学記				語学講義F	2)		
	修得単位数 合計 34単位以上										

⁽注) 必修科目及び教育心理学は、卒業に必要な修得単位数には算入しない。